

持込此度私共従業員一月協議致シマシテ左ノ歎願ヲ申上
マス 尙卒最近ノ物價騰貴其他私共苦境ヲ御考慮ノ上是
非共御聽許下サレ履傷ニ御願ヒ申上マス

項 目

- 一、賃金即時三割値上セラレタシ
 - 二、労働時間ヲ確定セラレタシハ朝店出勤七時三十分迄歸
着後五時三十分)
 - 三、勘定ハ十四日、三十日ニ確實ニ支拂ハレタシ
 - 四、組合員ニ辨サル者ハ使用セザルコト
 - 五、夜業ハ九時迄五分 十二時迄一人徹夜二人トスルコト
- 昭和十二年二月二日

松井金装店従業員一同

松井丈四郎様

ヲ提出シ遂條的ニ説明シ回答ヲ求メタルニ事業主ハ金事

項ニ直リ拒絶セリ

爭議參加従業員ハ直チニ罷業ニ入りタリ

(2) 四日午後二時ヨリ 組合本部員 山縣 茂及井口鶴雄ノ
兩名ハ従業員ヲ代表シ事業主ヲ訪問 再交渉セルモ事業
主ハ歎願事項容認ノ模様ナク不得要領ノ裡ニ會見ヲ終リ
タルカ

更ニ五日附ヲ以テ 別記ノ通り再要求書ヲ提出セリ

(3) 六日午前十一時ヨリ所轄鹿橋警察署ニ於テ

事業主 松井丈四郎ハ 従業員代表 宮崎 昇外一名
組合代表 井口鶴雄外一名ト會見 遂條的ニ折衝シ其ノ
間所轄鹿橋署員ノ斡旋ニ依リ 労資互讓 別記 覺書ノ
通り圓滿解決セリ

七、警察事故 ナシ

右及申(通) 報候也